

4 水道

◎水道の届出・・・水道事業所（農林建設課水環境班） ☎ 42-2111 内線 271 ～ 273

転居・新築などに伴う水道の使用開始や使用中止の届出は、水道事業所（水環境班）へ速やかにお願いします。

◎水道料金・・・水道事業所（農林建設課水環境班） ☎ 42-2111 内線 271 ～ 273

●水道料金表（1月につき、税込）

用途	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	超過料金 (円) (1 m ³ につき)
家庭用	10	1,761	201
営業用	10	2,265	252
団体用	10	2,265	252
浴場営業用	100	10,695	177
臨時用	10	3,775	378
工業用	200	37,749	226
プール用	使用水量 1 m ³ につき		226 円

●メーター使用料金表（1月につき、税込）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料 (円)	172	288	345	518	692	3,000	4,037

●毎月の水道料金は次の計算方法で求めます。

毎月の水道料金＝基本料金＋（超過水量×超過料金）＋メーター使用料

●検針

1か月に1回行います。（冬期間積雪により検針できないときは、基本料金のみ納付いただき、次の検針で精算いたします）

●納入通知書

検針後、毎月15日に同月末日を納期限とする納入通知書を送付しますので、この納入通知書によりお支払いください。

●口座振替

毎月20日に振替します（再振替は翌月20日に行いますので、前日までに口座に入金願います）。口座振替での支払いを希望する場合は、取引のある金融機関へ通帳と印鑑を持参し、申込の手続きをしてください。

◎水道の故障・漏水・・・水道事業所（農林建設課水環境班）

☎ 42-2111 内線 271 ～ 273

宅地内の給水装置は、お客様の管理となりますので、宅地内の水道に異常が生じたときや漏水を発見したときは、村の指定工事業者に調査・修理を依頼してください。ただし、公道及び宅地内の第1止水栓までの漏水修理は水道事業所が行います。

●指定工事業者一覧

No	指定番号	名 称	電話番号
1	1	馬淵川設備 株式会社	23-7511、42-2220
2	2	有限会社 小笠原電気水道	46-2627、42-2090
3	3	二戸ガス 株式会社	23-4155
4	4	東井住設	43-2742
5	5	真下設備	43-2838
6	6	蒲野建設 株式会社	0194-72-2211
7	8	有限会社 千葉建築	42-3375
8	9	松田電気 株式会社	27-4125
9	10	エムズ環境システム	0178-88-1941
10	11	工藤金物店 株式会社	46-2419
11	12	有限会社 八戸水道工業所	0178-44-6065
12	13	新世水機	42-2831
13	17	有限会社 北桜水道建設	0178-82-2106
14	18	株式会社 田中建設	33-4111
15	19	有限会社 新成建設	42-3998
16	20	株式会社 管文	23-5115
17	21	合資会社 長谷川金物店	46-2040
18	22	株式会社 上柿建設	45-3515
19	23	有限会社 フタバ	27-2005
20	24	アクア設備 株式会社	0178-72-1500
21	25	株式会社 デンドウ住宅	31-1234
22	26	株式会社 未迎建設	46-2920
23	27	西浦水道建設工業 株式会社	0178-22-5167
24	29	J・ウォーター株式会社	019-646-9511
25	30	有限会社 八紘カイハツ	27-4545
26	31	有限会社 戸田組	42-2321
27	33	有限会社 佐々長水道	0195-76-2258
28	34	有限会社 日計設備	0178-31-2880
29	36	有限会社 エムコンズ	42-3310
30	38	昭和建設工業株式会社	0195-27-4101
31	39	株式会社クラシアン盛岡営業所	019-645-8711
32	42	ハタナカ水道	0195-66-1364
33	43	株式会社東野組	33-2627
34	44	株式会社 丸竹興業	23-7751
35	45	住宅設備 さいとう	0178-96-1502
36	46	南部電化チェーン九戸店	42-3942
37	47	友住技研工業 株式会社	0178-80-7535

◎水道未普及地域飲料水確保対策事業

・・・水道事業所（農林建設課水環境班） ☎ 42-2111 内線 271 ～ 273

上水道の給水区域外の方が簡易な水道を設置する場合、その半額を補助します。

● 補助金交付の対象者

水道未普及地域で生活を営み飲料水を確保するため、次の工事を実施する者とする。

なお、飲料水が確保された後は、工事内容が別であっても再度の補助対象事業は実施できません。

- (1) 取水施設工事
- (2) ろ過施設工事
- (3) 配水共同管（内径 50 mm以上）布設工事
- (4) 井戸用ポンプ更新工事（法定耐用年数を経過した者に限る。ただし、法定耐用年数を経過後は、再度補助金交付の対象とする。）

● 補助金額

配水共同管布設工事については材料費、取水施設工事及び濾過施設工事については工事費の2分の1に相当する額で、限度額は次のとおりです。

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 1世帯単独で実施する場合 | 400,000 円 |
| (2) 2世帯共同で実施する場合 | 600,000 円 |
| (3) 3世帯共同で実施する場合 | 800,000 円 |
| (4) 4世帯以上の共同で実施する場合 | 1,000,000 円 |